

令和 8 年度 名護市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託に係る
プロポーザル実施要項

1 目的

令和 8 年度 名護市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）は名護市では、施設の老朽化や人口の減少などを起因とする深刻な諸問題に直面している。このような中、国土交通省より「ウォーターPPP の推進について」が通達され、民間活力の更なる導入が要請された。本業務において、前年度に実施した「導入事前検討業務」の結果を基に詳細な業務範囲を設定し、民間事業者への参入意向調査を支援・整理し、官民連携事業の導入効果を評価します。さらに、適切な事業スキーム等を検討することで、管理・更新を一体的にマネジメントする官民連携方式の導入可能性を調査することを目的とする。この要項は、本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、重要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

名 称 : 令和 8 年度 名護市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託

履 行 期 間 : 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

履 行 場 所 : 名護市内

委託上限額 : 26,580,000 円（税込み価格）

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

委託業務内容 : 別紙仕様書によるものとする。

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、技術提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (6) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税

(①市県民税(特別徴収・普通徴収)②法人市民税③固定資産税)を滞納していないこと。

- (7) 管理技術者は、技術士(総合技術管理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))またはRCCM(下水道部門)の資格保有者であること。
- (8) 照査技術者は、技術士(総合技術管理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))またはRCCM(下水道部門)の資格保有者であること。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
- (9) 担当技術者は、資格要件なし。ただし、下水道事業関連業務に関して、10年以上の実務経験を有する者を1名以上配置すること。
- (10) 沖縄県内に本社を有する者又は沖縄県内に支社・営業所等の拠点を有する者とする。なお、管理技術者、照査技術者、担当技術者のうち1名は、発注者との密な連絡体制を構築するため、沖縄県内の事務所等に常駐するものでなければならない。
- (11) 管理技術者として直近5カ年(令和3年度以降)において、次に掲げる同種業務について実績を有すること。

- 1) 下水道事業におけるウォーターPPP導入事前検討または、導入可能性調査
PFI導入可能性調査の事前調査

4 プロポーザルに関する手続

- (7) スケジュール表 現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期間
実施要項公表(公告)	令和8年6月9日(火)
質問書の提出期限	令和8年6月9日(火) ～6月17日(水)午後5時必着
参加表明書の提出期限	令和8年6月9日(火) ～6月18日(木)午後5時必着
質問への回答	令和8年6月19日(金)
参加資格確認結果通知の交付	令和8年6月22日(月)
技術提案書類の提出期限	令和8年6月24日(水)
プレゼンテーション及びヒヤリングの実施	令和8年6月30日(火)
結果通知	令和8年7月1日(水)
契約予定時期	令和8年7月2日(木)

(7) 配布資料

- ① 参加表明書【様式 1】
- ② 技術提案提出書【様式 2】
- ③ 技術提案書【様式 3】
- ④ 会社概要表【様式 4】
- ⑤ 業務実績表【様式 5】
- ⑥ 業務執行体制表【様式 6】
- ⑦ 配置予定技術者の経歴書【様式 7】
- ⑧ 質問書【様式 8】
- ⑨ プロポーザル参加辞退届【様式 9】
- ⑩ 見積価格【様式 10】
- ⑪ 申請受理票【様式 11】

配布場所：名護市 環境水道部工務課計画係（担当：上地）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を 2 部作成し、提出するものとする。

- ① 提出期限 令和 8 年 6 月 18 日（木）の午後 5 時まで（必着）
- ② 参加表明提出書類 別紙 1「参加表明提出書類について」参照
- ③ 提出方法 担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前 9 時から午後 5 時までの間（土・日・祝日を除く。）

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

- ① 交付日 令和 8 年 6 月 22 日（月）
- ② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）
- ③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く 5 日以内に文書により回答するものとする。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式 8】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期間

令和 8 年 6 月 9 日（火）から令和 8 年 6 月 17 日（水）午後 5 時まで（必着）

② 提出方法 原則として F A X により担当課へ送付すること。また、F A X 送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法 質問を受けた翌日から数えて 2 日（開庁日）以内に F A X により参加表明書を提出した全員又は技術提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和 8 年 6 月 19 日（金）に名護市ホームページにて公表する。

(6) 技術提案書類の提出

技術提案資格者は、①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限 令和 8 年 6 月 24 日（水）の午後 5 時まで（必着）

② 技術提案書類 別紙 2 「技術提案書類について」参照。

③ 提出方法 担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前 9 時から午後 5 時までの間（土・日・祝日を除く。）

④ 申請受理票

技術提案書類の受理後は、申請受理票【様式 11】を交付する。

(7) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

① プレゼンテーション及び質疑応答の実施日は、令和 8 年 6 月 30 日（火）とする。

② プレゼンテーション及び質疑応答の所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション	20 分
質疑応答	10 分
合計	30 分

③ 会場への入室は、説明者を含む 4 名以内とする。

④ 説明内容については、提出した技術提案書類をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、技術提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブルについては、本市で準備する。また、接続不良等の不具合は持ち時間内で対応すること。

- ⑥ プレゼンテーションの順番は、技術提案書類の受理順とし、指定時間の 15 分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及び質疑応答を傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、技術提案書類及びプレゼンテーションによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。
- ② 本プロポーザルの評価検討は、市が別に定める「令和 8 年度 名護市下水道事業ウォーター PPP 導入可能性調査業務委託選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙 3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、委員会で協議の上、最優秀提案者を決定する。
- ④ 最低基準点は 60 点×出席委員数とする。
- ⑤ 提案者が 1 者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀 提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で見積価格が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本実施要項に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及び質疑応答において最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した技術提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について名護市随意契約取扱規定（平成 17 年訓令 1 号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認し契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の 100 分の 10 の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和 48 年規則第 19 号）第 26 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要の場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果(参加業者名及びその総合評価点数)は、原則公開するものとする。

なお、提出された技術提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。

- (5) 1 事業者当たりの技術提案は、1 件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式 9】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

9 問合せ先 名護市 環境水道部工務課計画係

住所：〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目 2 番 1 号

電話番号：0980-52-2583（内線 13）F A X：0980-54-2085

メールアドレス：kazuma-ue@city.nago.lg.jp

(要項 4(3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

- (1) 共通事項 参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4版を基本とし、余白は、上 10mm、下 10mm、左 25mm、右 15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11 ポイント以上の大きさとする。
- (2) 次の書類一式を左 2 箇所ホッチキス留めとし、2 部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提出書類	区分
1	参加表明書【様式 1】 ※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式 4】 ※記載は 1 頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること	○
3	配置予定者技術者の経歴書（様式 7）及び従事する技術者全員の資格証明書（技術士又は RCCM）（写し可）	○
4	登記事項証明書又は登記簿謄本（写し可）	○
5	各税に関する証明書（直近 1 年分）（写し可）	
(1)	名護市税完納証明書（法人）	△
(2)	名護市の法人市民税納税証明書	△
(3)	代表者の国民健康保険税完納証明書 ※国民健康保険に加入している個人事業者のみ	△
(4)	代表者の名護市税完納証明書 ※すべての名護市税が対象	△
(5)	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※完納証明書は不可	△
(6)	国税納税証明書 ※法人事業者は様式その 3 の 3 ※個人事業者は様式その 3 の 2	○

※各証明書は 3 か月以内に発行されたものを提出すること。

※No. 5(1)から(5)については、沖縄県又は名護市に納税義務がある者のみ提出すること。

(要項 4(6)②関係)

別紙 2 技術提案書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

① 技術提案書類の用紙の大きさはA 4版を基本とし、余白は、上 10mm、下 10mm、左 25mm、右 15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11 ポイント以上の大きさとする。

② 技術提案書類を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。

ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、技術提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

① 原本（技術提案書類一式）：1部（片面カラー印刷A 4フラットファイル綴じ）

② 副本（技術提案書類一式）：6部（両面カラー印刷）

(3) 原本、副本ともに次の書類を一式として提出すること

書類名	様式	備考
①技術提案提出書	様式 2	記名及び押印の上、提出すること
②技術提案書	様式 3	※ 1～3
③会社概要表	様式 4	別紙 1 参加表明書類について (2) ②同表
④業務実績表	様式 5	各技術者の証明書類（テクリス、契約書等）を添付すること
⑤業務執行体制表	様式 6	
⑥配置予定技術者の経歴書	様式 7	従事する技術者全員の資格証明書（技術士又は RCCM）※写し可
⑦見積価格	様式 10	本業務に係る全体の経費とすること積算に当たっての根拠等の内訳を任意様式にて提出すること。

※ 1 特記仕様書 3 業務の内容 (1) ～ (10) までを必須で記入すること。

※ 2 本様式によりがたいときは、独自の様式も可能とする。（パワーポイント等）

要項 5 ③関係)

別紙 3 評価項目及び配点について審査に対する評価項目及び評価内容は次のとおりである。

評価項目		評価の着眼点	配点	
1	技術提案内容	業務の実施方針について ・業務の理解度 ・業務実施方針の妥当性	10	60
		現状分析と課題の手法について ・現状分析及び課題の抽出するための手法は適切なものが提案されているか。	10	
		PPP/PFI 手法の事業スキームの検討について ・下水道事業での官民連携事業のスキーム検討及び VFM 算定等導入効果検証における留意事項及び検討方法	20	
		民間事業者の参入意向調査の手法について ・民間事業者の事業への関心や要望事項について、ヒアリング・アンケート調査等の実施方法や民間事業者の選定方法が具体的に提案されているか。	20	
2	プレゼンテーション	説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5	
3	事業者の実績	過去に同種業務または、類似業務の実績があるか。 同種業務：下水道事業における PPP/PFI 導入検討業務（実績 1 件を 1 点として加点とする。） 類似業務：下水道事業における経営戦略策定業務（実績 1 件を 0.5 点として加点とする。）	5	
4	実施体制	本業務の実施にあたり、十分な経験、有効な資格、また、同種・類似業務実績を有している者を配置し、適正な人員体制か。 同種業務：下水道事業における PPP/PFI 導入検討業務（実績 1 件を 1 点として加点とする。） 類似業務：下水道事業における経営戦略策定業務（実績 1 件を 0.5 点として加点とする。）	20	
5	見積価格	配点×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。	10	

満点：100